

# 住民への情報伝達支援「臨時災害放送局用機器の貸与」

## ◆ 臨時災害放送局とは ◆

- ・ 災害が発生した場合に、地方公共団体等が住民への情報伝達手段として、臨時かつ一時的目的のために開設することのできるFMラジオ放送局です。
- ・ 地域ごとのきめ細かい災害情報を提供することにより、被害の軽減や被災者の生活支援に役立てることができます。

### ◇ 臨時災害放送局により住民に提供する情報（例）◇

- ・ 避難者情報、安否情報
- ・ ライフライン（電気、ガス、水道、電話）の被害・復旧情報
- ・ 支援物資の情報、給水、炊き出し、入浴施設等の救援情報
- ・ 被災者支援情報（仮設住宅や義援金の手続等）
- ・ 生活情報（病院の診療時間、商店・ガソリンスタンド等の営業の有無、入浴情報等） 等



## ◆ 臨時災害放送局用機器 ◆

- ・ 総務省では、臨時災害放送局用 機器一式（アンテナ・送信機等）を全国11の総合通信局等に配備。
- ・ 災害時、地方公共団体等からの要請を受けて無償で貸し出します。
- ・ 平時にも、防災訓練や電波伝搬調査(\*)等への貸し出しも可能です。

(\*) 平時にエリア調査を実施しておくこと災害時に速やかに開設できますので、ご相談ください。

### 連絡先・問い合わせ先

総務省 東海総合通信局 放送課

名古屋市東区白壁1-15-1

☎052-971-9198 【休日・夜間等】090-6618-8374

